

令和3年10月14日

会員各位

職業訓練法人 愛知県電機技術振興会
会長 松尾隆徳

技能実習生管理制度について

平素は、振興会事業に種々ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今技能実習制度で監理団体の所得隠しなど相次ぐ不正が報じられています。

当振興会における外国人実習事業についてご報告いたします。

当振興会は、多くの監理団体と異なり職業訓練法人として定款に基づき外国人実習生の管理をおこなっています。職業訓練法人は愛知県の認可を受けており、愛知県の監督のもとで事業がおこなわれています。外国人技能実習事業も計画、予算、決算等は当振興会の総会で承認され当振興会の監督官庁である愛知県産業人材育成課に収支決算、貸借対照表、財産目録を報告しています。

※1 参考までに当会の定款による活動を下記に記載します。

さらに、外国人技能実習機構 指導課より毎年監査を受けており特に指摘事項はありません。(緊急事態宣言等で受け入れ先様への監査についてはオンライン等を活用していましたが、宣言明けをうけ、通常どおりの3か月に1回の実地監査ができるようになりました)

以上の様に当振興会としては正しく運営されていると認識しています。

今年度も昨年度と同様、コロナの影響を受け外国人技能実習生の入国が遅れています。

コロナ明けに外国人実習生の入国が可能になれば、是非外国人技能実習生の採用をご検討いただきたくよろしく願いいたします。

以上

振興会の現状実習数	タイ実習生	34名 (入国待機待ち含む)
	中国実習生	6名
	ベトナム実習生	2名 (入国待機待ち含む)
	計	42名

愛知県電機技術振興会定款（業務）抜粋

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 会員の雇用する従業員に対する認定職業訓練を行うこと。
- 二 求職者に対する認定職業訓練を行うこと。
- 三 次条の施設を他の事業主等の行う職業訓練のため使用させ、又は委託を受けて他の事業主等に係る従業員に対して職業訓練を行うこと。
- 四 職業訓練に関する情報及び資料の提供を行うこと。
- 五 職業訓練に関する調査及び研究を行うこと。
- 六 外国人技能実習生受入れ業務を行うこと。
- 七 職業紹介事業をおこなうこと。
- 八 外国人労働者特定技能1号及び2号受入支援を行うこと。
- 九 前各号に掲げるもののほか、職業訓練に関し必要な業務を行うこと。